

阿蘇中部4町村合併推進協議会第2回会議経過書

項目	発言者	発言内容
1 開 会	岩瀬事務局長	<p>定刻を少々過ぎましたが、欠席届が出ています委員さん以外の委員さんが全員お揃いになりましたので只今から、第2回阿蘇中部4町村合併推進協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に従いまして進めさせていただきます。私は、本協議会事務局長の大役を仰せつかりました波野村出向の岩瀬でございます。各町村出向の職員共々力を合わせまして合併事業の事務推進に全力を傾注してまいりますので、委員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い致します。</p> <p>さて、8月1日の設立総会で持越しとなっております会長、副会長の役員選出につきましては、8月5日に協議をいただき決定いただきました。本日の会議席順につきましては、会長、副会長席に着席をお願いし本日のような席順となりましたことをご報告申し上げます。</p>
2 挨 拶	岩瀬事務局長 河崎会長	<p>それでは、会議次第2の挨拶のほうに移らせていただきまして、河崎会長のご挨拶をお願い申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。只今、事務局長からご報告ございましたように、さる8月1日に当協議会が発足、立ち上げることができました。そして、役員人事ということで会長、副会長いろいろご推挙がありましたが、事務局の所在地であります一の宮町長さんには是非会長をしてほしいということでございましたけれども、いろいろ四町村長と地域振興局長さんとも話し合いをしました結果、8月5日に会長を引き受けることになりました。そして、3町村長さんには副会長を務めていただくことになりました。甚だ皆さん方委員或いはまた関係町村の町村民住民の方には、大変ご心配をお掛けしましたことをまずもってお詫び申し上げなければならないと思います。このように船出からいろいろごたとあると先行き心配でございましたけれど、いや船出が慎重にいけば先は安定じゃないかと思っておるところでございます。合併の経緯については、皆さん既にご承知のことと思いますけれどもどのような形で町村合併を進めていくか、阿蘇はひとつとするのか南北中でやるのかということの中で、中部4か町村テーブルにつくことができました。これから、16年4月1日を目指すか17年4月1日を目指して合併の船出ができるのかこれが今後の課題だと思います。規約の中にも合併推進協議会と「推進」という名が改めて表記されております。従いまして、私も会長として阿蘇町町長選挙には、合併を前提に町民の審判を受けました。わずかに9票ではございましたけれども、やはりこれは合併をすべきだという住民の意向があったものこのように思っております。従いまして、積極的な推進を図ることをお約束して会長のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。続きまして、阿蘇地域振興局の岩下局長からご挨拶をいただくことになっておりましたが、ほかの会議の都合で定刻までにお見えいただけませんでしたので、ご着席いただきました折にご挨拶を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。</p>
	岩瀬事務局長	

3 委員等
委嘱状
交付

岩瀬事務局長

それでは引き続きまして、河崎会長より各協議会委員の方、監査委員の方、顧問の方、幹事の方に委嘱状の交付を行います。交付を受けられる方はご自分の席でそのままお待ちください。

(河崎会長が各委員の席を回られ、一人ずつ委嘱状を交付)
(順序：一の宮町委員 阿蘇町委員 産山村委員 波野村委員 監査委員 幹事 副会長 顧問)

以上、委嘱状の交付をさせていただきました。本日、ご欠席の委員の方には後ほどお手元にお届けしたいと思います。

[岩下阿蘇地域振興局長 到着]

それでは、先程の挨拶のところに返りまして、只今、岩下阿蘇地域振興局長様が御出でいただきましたので、ご挨拶を受けたいと思います。

岩下阿蘇地域
振興局長

皆様、こんにちは。10分程遅れて参りまして申し訳ありませんでした。阿蘇地域振興局長の岩下でございます。それでは、簡単にご挨拶をさせていただきたいと思いますが、ご承知のとおり、8月の1日に阿蘇中部4町村の合併推進協議会が発足しまして、役員としまして先般、会長職に阿蘇町長さんそして副会長として一の宮、産山、波野の各町村長さんがそれぞれ決定しまして、このように本日第2回の協議会が開催されたところでございます。私も顧問となっておりますので、極力参加致しまして意見を述べさせていただきたいと思っております。いよいよ協議会におきまして、合併に向けた具体的な議論がなされていくわけでございますので、皆さん多分もう十分ご承知かと思いますが、合併についての意義とございますか考え方とございますか、私の方から整理させて説明を若干させていただきたいと思っております。ご案内のとおり、当阿蘇地域におきましても少子高齢化社会の進展、それに伴います行政需要の増加、さらには地方分権推進法が施行されましたことに伴います市町村の役割の増加、さらには住民の皆さんの意識の高まりによります市町村への要求水準の高度化などなど、もっとも地域に面した市町村行政の対応が、非常に重要な課題となってきているところでございます。また一方、平成3年のバブル経済の崩壊によりまして日本経済の停滞、それに伴います税収の落ち込み、従いまして、行政需要の増大と一方財政の停滞とございますか減少とございますか非常に微妙な難しい舵取りをする必要に迫られているわけでございます。そういうことで、これらに対応するために昨年設置されました経済財政諮問会議におきまして、これまでの政府が借金して地方交付税を地方に配分するというやり方を抜本的に改めまして、地方交付税制度自体を見直すと具体的に申し上げますと小規模自治体にこれまでは傾斜配分をしていたものをも見直しまして、その傾斜配分を少なくするといったような方針を決定しまして様々な改革プログラムが実行に入っているわけでございます。確かに小さい自治体におきましては、きめ細やかな暖かい住民サービスが提供できるわけでございますが、その行政コストを誰が負担するのかということが大きな問題となっております。税負担を増加させること無しに行政現在のサービスを守ることが可能なのかという議論が非常に重要な問題でございます。また、交付税特別会計におきましても、収入は16兆円しかございませんが、県を含めた市町村には20兆円交付されているわけでございます。この制度自体がいつまで存続するのか微妙なところでございます。このような私が今申し上げましたような現状を踏まえながら、この協議会では一番重要なのは新しいまちの歴史を創るといいますか、子どもや孫のためにすばらしいまちを創るんだという気概を持って、21世紀におきます阿蘇中部4町村の将来の姿を描くその

<p>4 議 事</p>	<p>河崎会長</p> <p>大塚事務局次長</p> <p>河崎会長</p> <p>委員一同</p> <p>河崎会長</p> <p>委員一同</p> <p>河崎会長</p> <p>委員一同</p> <p>河崎会長</p>	<p>それでは、大変不慣れではございますが規約によりまして議事は会長が進めるということでございますので、しばらくの間ご協力をお願いします。</p> <p>議事に入ります前に、事務局にお尋ねしたいと思いますが、議事録署名とか会期の決定とか議事の前に決めなくて良いですか。</p> <p>議事録署名につきましては、議題2で提案させていただきたいと思っておりましたので、それを前提にいただければ、議事の前に決めていただければよいと思います。</p> <p>皆様どうでしょうか。通常の議会、会議では冒頭に議事録署名者とか会期の決定をしますが、通常の町村議会式でよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、そのように取り計らっていきたいと思います。まず、会期は本日1日でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>次に、会議録署名は町村順にまず、一の宮の笹原委員さんと阿蘇町の家入委員さんをお願いしたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、議題1の阿蘇中部4町村合併推進協議会会議運営規定(案)につきまして、事務局から説明願います。</p>
--------------	--	---

<p>大塚事務局次長</p>	<p>それでは「阿蘇中部4町村合併推進協議会会議運営規程(案)」について、事務局から説明させていただきます。私は事務局次長の代表と申します。よろしくお願いいたします。資料をお開きください。</p> <p>第1条に規程の趣旨 第2条に運営に当たっての基本方針をうたっております。 第3条に本会議の検討状況を住民の方にも開かれたものとするため、会議の原則公開をうたっております。 第4条は会議の運営に当たっての会長及び委員の責務を、 第5条は会議の開会閉会は会長の宣言によって行うことをうたっております。 第6条は会議の議事は原則として全会一致で行うこと、委員の意見が整わず協議の進展に支障が生じた場合は4町村それぞれの過半数により方針を決し、会議を進めることをうたっております。これにつきましては、補足説明をさせていただきたいと思っております。4町村それぞれの過半数の委員の同意を持って方針を決しということですが、会議につきましては全会一致を基本とさせていただきたいと思っておりますが、どうしても委員の意見が整わず協議の進展に支障が生じた場合は各町村ごとに協議をしていただきまして各町村の過半数で町村としての意見を提案していただきたいと思っております。その意見を基に協議を進めていくというわけでございます。但し、万一それでも協議が整わないという場合は、本協議会で委員の皆さんが出していただきました意見を事務方のほうで再度意見を調整させてもらいまして次の協議会に再度提案させていただけないかと考えております。 第7条は第3条と同じ趣旨で、住民の方も会議を傍聴することができる旨を 第8条は会議録の調製について 第9条は会議録や会議提出文書の原則公開についてうたっております。 第10条は会場内の規律について、 第11条は関係者の説明又は意見を聞くことができる旨を規定しております。</p> <p>この協議会会議運営規程(案)につきましては、本日も承認いただければ、本日付をもって施行させていただく予定でございます。ご協議よろしくお願いいたします。</p>
<p>河崎会長</p> <p>委員一同</p> <p>河崎会長</p>	<p>議題1について質疑に入りたいと思っております。何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。 原案どおりでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、議題1につきましては原案どおり可決承認されました。次に、阿蘇中部4町村合併推進協議会に運営に関する申し合わせ事項(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>

それでは、引き続きまして議題1に関連しまして、議題2の「阿蘇中部4町村合併推進協議会の運営に関する申し合わせ事項(案)」について説明させていただきます。

1 会議の定例開催について

まず会議の定例開催についてでございますが、8月1日に承認いただきました当面のスケジュールにおきまして、協議会を月に1回開催することとしております。

つきましては、各委員さん方それぞれお仕事や他の役職等をお持ちですので、スケジュール調整を円滑にするため開催日をあらかじめ決めていただいております。どうかということで、今回提案させていただきます。

幹事会で協議しましたが、各町村の議会が月の中旬から下旬にあることなどから、初旬が良いのではないかとということで、案として「毎月第一水曜日、午後1時半から」ということで出させていただきます。

なお、もし案のとおり承認いただいた場合、第3回の協議会は9月4日の水曜日ということになりますが、産山村の議会及び村長さんにつきまして、この日の前後も含みまして、すでに行事が組まれていると伺っております。

つきましては、9月に限りましては協議会の開催日を変更していただけないかと考えております。各町村に伺いましたところ9月10日(火)の午後が町村長さん、議会のほうとも特に行事が入っていないようでございます。各委員さんいろいろ予定があられると思いますが、原則、各月の第一水曜日ということで承認いただいた場合は、次回については9月の10日で調整いただきますようあわせてご協議いたします。

2 事前提案の原則

次に合併協議項目の提案の仕方についてですが、協議項目について各委員さん方に十分検討いただくために、協議を行っていただく会議の前の会議において協議項目について提案し内容について説明をさせていただきます、1ヶ月の期間において協議していただいております。

なお、本日の各種規程等のような議案につきましては、提案日において処理させていただければと思っております。

3 会議録の調製、閲覧

会議録については、各委員さんの持ち回りで、2名の署名委員をお願いしたいと考えております。

承認いただいた場合、議事録署名員を、一の宮町の笹原委員(甲斐委員欠席のため)及び阿蘇町の家入委員をお願いしたい。

また、会議録については、合併協議会事務局において住民の方にも公開し、閲覧していただきたいと思っております。

4 資料提供の取り扱い

協議会の協議資料につきましては全て閲覧資料とさせていただきますと考えております。

附属資料についても、内容的に個人情報等の不開示とするべきものを除き、できるだけ閲覧していただくよう取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

協議の中身によっては非公開とする場合もあるかと思っておりますので、傍聴者の方には当面会議次第のみの配布とさせていただきます、事務局において閲覧をしていただくということを考えております。

以上の点についてご協議いただきますようお願いいたします。

河崎会長	只今、議題2について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はありませんか。
阿南委員（波野）	来月の9月10日は、広域圏の研修が入っていませんか。
岩瀬事務局長	心配されましたので、事前に広域には問い合わせていたのですが、その時には入っていなかったんですが、再度確認をします。
河崎会長	再度、広域を確認して9月の協議会の日程は事務局で調整してください。
大塚事務局次長	それでは、原則論の第1週の水曜日開催についてご協議をお願いします。
河崎会長	10月以降の第1週水曜日開催についていかがでしょうか。
渡辺委員（産山）	個人的なことで申し訳ありませんが、仕事の都合で水曜日の変更はできないでしょうか。よろしくお願いします。
大塚事務局次長	事務局としましては、他意はなく週の半ばくらいではということで提案しました。曜日の設定は協議会で決めていただければ結構です。
小笠原委員（阿蘇）	民間は、水、木、金曜が会議とぶつかるので、火曜日が良いが。
委員一同	火曜日にしましょう。
河崎会長	全会一致で火曜日にしたいと思います。会議の開催時間は午後1時30分からになっているが。
大塚事務局次長	これも他意はございませんが、午後からのほうが時間的に余裕を持って協議ができるのではないかと提案しました。
宮崎委員（一の宮）	午前中が良いのでは。
委員多数	午後からが良い。原案どおり。
河崎会長	町村長の都合も午後がいいという事情もありますのが、午後からが良いという委員さんの意見が多数出ましたので、全会一致で原案どおりと決定します。
	9月の例会はどうしましょうか。
	9月の第1週は行事をすでに入れていますので、はずして下さい。
井正明委員（産山）	9月は12日にしたいと思います。会場は。
河崎会長	会場は、決まり次第皆様にご連絡します。
大塚事務局次長	会場の件ですが、ここでは会議の開催ごとに各委員に通知するとなっておりますが、今日は後のことがあってここになったと思いますが、基本はどこでするのでしょうか。
笹原委員（一の宮）	
大塚事務局長	会場につきましては、第1水曜の午後であれば一の宮の就業改善センターをお借りするように予定していましたが、曜日が変わりましたので、再度固定的な会場を捜したいと思います。ただ、今までの検討の中で各委員さんにそれぞれの町村を知っていただく必要があるの

河崎会長	次に議題3の阿蘇中部4町村合併推進協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)についてです。事務局から説明をお願いします。
大塚事務局次長	<p>それでは、議題3の「阿蘇中部4町村合併推進協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」についてご説明させていただきます。</p> <p>第1条は規程の趣旨 第2条は協議会の委員及び監査委員さんの報酬について定めております。報酬額につきましては会長の属する阿蘇町の「報酬及び費用弁償に関する条例」別表「その他の委員」の項を適用させていただいております。具体的に、日額5,500円で設定させていただきたいと思っております。</p> <p>費用弁償につきましても、会長の属する町村の例により、日額1,700円ということにいたしております。</p> <p>本規程は本日ご承認いただければ、本日付で施行し、8月1日の設立総会から遡及して適用させていただきたいと考えております。以上、ご協議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議題3につきまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。</p>
河崎会長	異議なし。
委員一同	異議なしということでございますので、原案どおり承認決定することにしました。ありがとうございました。
河崎会長	<p>以上で、提案のありました議題は終わりますが、事務局何かほかにありますか。また、委員の皆様には何かご意見等はございませんでしょうか。無いようですので、これをもちまして議案の審議は終わりたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第2回阿蘇中部4町村合併推進協議会を終了します。ありがとうございました。</p>
河崎会長	